

日本西洋史学会第32回大会

発 表 要 旨

1982年5月15・16日
青山学院大学

大会プログラム

第一日 1982年5月15日(土) 青山学院大学渋谷キャンパス

理事会 12:00~13:30 ウェスレーホール集会室

受付開始 13:30~ 第1日(青学講堂前) 第2日(大学4号館前)

公開講演 14:30~17:30 青学講堂

I 何故またビザンツなのかービザンツ研究の提起するもの

渡辺金一(一橋大学)

II 「東方問題」再考 板垣雄三(東京大学)

総会・懇親会 18:30~20:30 東急ゴールデンホール

第二日 1982年5月16日(日) 青山学院大学渋谷キャンパス

部会別発表

第1部会(9:00~13:00) 大学6号館610教室

第2部会(9:30~13:00) 大学5号館520教室

第3部会(9:30~13:00) 大学5号館521教室

第4部会(9:00~13:00) 大学4号館410教室

第5部会(9:00~13:00) 大学4号館411教室

シンポジウム (14:30~17:30)

近代ヨーロッパとカリブ海地域 大学4号館420教室

第1日 公開講演 5月15日(土) 14:30~17:30 青学講堂

- I 何故またビザンツなのか — ビザンツ研究の提起するもの
渡辺金一 (一橋大学)
- II 「東方問題」再考
板垣雄三 (東京大学)

第2日 部会別発表 5月16日(日)

第1部会 (9:00~13:00) 大学6号館610教室

1. 角田 文衛 (平安博物館) オーリニャック文化の起原問題
9:00~9:40
2. 鈴木まどか (平安博物館) 古代エジプトの君主制について — ノモスの発生
9:40~10:20
を中心にして —
3. 岩井 経男 (弘前大学) ローマ都市ティケーヌム Ticinum の地誌学的
10:20~11:00
検討 — ガリア・キスアルピーナ地方の都市化と
ローマ化 —
4. 阪本 浩 (東北大学) ローマ皇帝礼拝と諸社会集団 — 神官、祭司団の
11:00~11:40
社会的出自 —
5. 小林 雅夫 (早稲田大学) ローマ軍団内の医師について
11:40~12:20
6. 豊田 浩志 (美作女子大学) 紀元3世紀におけるローマ帝国とキリスト教
12:20~13:00

第2部会 (9:30~13:00) 大学5号館520教室

1. 梅津 教孝 (九州大学) ランス大司教アベル — カロリング初期における
9:30~10:10
司教管区政策 —
2. 宮松 浩憲 (九州共立大学) 中世ボワトゥにおける農民層の動態 — 領域支配
10:10~10:50
形成期の諸問題 —
3. 山本 健 (東京都立大学) 南ドイツの中世都市における「市民」の「自治権」
10:50~11:30
について
4. 小野 善彦 (岩手大学) 下バイエルン (Bayern-Landshut) におけ
11:30~12:10
る租税委員会 (1358) について
5. 尾野比左夫 (ノートルダム清心女子短期大学) ランカスター朝末期における大
12:10~12:50
貴族支配体制崩壊の本質 — ヘンリー6世治世
1450~61年の統治 —

第3部会 (9:30~13:00) 大学5号館521教室

1. 棟居 洋 (国際基督教大学) 宗教改革による都市と教会の関係の変化
9:30~10:10
— リューベックの場合 —
2. 森 良和 (早稲田大学) 初期ガリレイの思想形成 — 16世紀後半イタリア
10:10~10:50

の社会状況とガリレオ・ガリレイ

3. 中村 仁志 (大阪大学) ザポロージェ・カザークの対外政策 — ドン・カ
10:50~11:30
ザークとの対比において —
4. 野嶋 一郎 (広島大学) ホップズと彼の批判者たち
11:30~12:10
5. 茨木 晃 (京都産業大学) ベルナル・ディアズ・デル・カスティリヨの記録による
12:10~12:50
16世紀におけるメキシコ諸部族の相互関係

第4部会 (9:00~13:00) 大学4号館410教室

1. 稲野 強 (杉野女子大学) チェコ地方における1844年の更紗捺染工の機械打ち
9:00~9:40
壊しをめぐる一考察
2. 本間 晴樹 (青山学院大学) スウェーデンにおける普通選挙運動と「人民議会」
9:40~10:20
3. 井村 行子 (東京大学) 19世紀ドイツの移民 — ヨーロッパ移民史の一側面 —
10:20~11:00
4. 永原 陽子 (東京大学) 第二帝政ドイツの社会と植民地問題
11:00~11:40
5. 田村 栄子 (広島大学) 「自由ドイツ青年」の思想
11:40~12:20
6. 西海 太郎 (中央大学) 第一次世界大戦初期 (1914-1916) のフランスにお
12:20~13:00
ける反戦グループの形成

第5部会 (9:00~13:00) 大学4号館411教室

1. 黒田多美子 (東京大学) ヴァイマル共和国初期のドイツ民主党
9:00~9:40
2. 室 潔 (早稲田大学) カップ=リュトヴィッツ=揆と国防軍 — ライン
9:40~10:20
ハルト辞任の意味 —
3. 佐伯 哲朗 (明治大学) 人民戦線期フランス左翼の「計画」思想
10:20~11:00
4. 塩崎 弘明 (純心女子短期大学) 英国の対日宥和策 ('40/'41) — 「ハンキー
11:00~11:40
工作」の周辺 —
5. 安野 正明 (東京大学) 第二次大戦後の占領期におけるドイツ内対立構造
11:40~12:20
— 1947年6月ミュンヘン・州首相会議を例として —
6. 芝井 敬司 (京都大学) 数量的歴史学を繞る方法論的諸問題 — ロバート・
12:20~13:00
W・フォーゲルの所論を手懸りに —

シンポジウム (14:30~17:30)

近代ヨーロッパとカリブ海地域 大学4号館420教室

司会 加茂雄三 (青山学院大学)

- 報告者
1. 原田金一郎 (大阪経済法科大学) 世界資本主義とカリブ — 生産様式視角から —
 2. 清水 透 (東京外国語大学) ヨーロッパ植民地主義と抵抗の形態
 3. 中川 文雄 (筑波大学) 20世紀カリブ海地域諸国国民文化形成の中での
ヨーロッパとアフリカ

公 開 講 演

何故またビザンツなのか

—— ビザンツ研究の提起するもの ——

渡 辺 金 一

「東方問題」再考

板 垣 雄 三

部会別研究発表

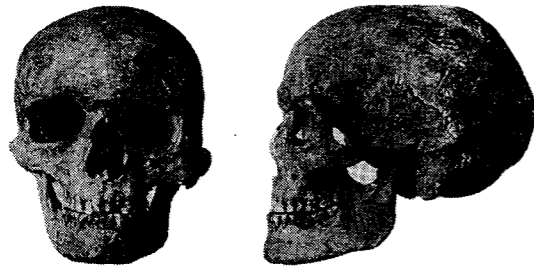
第 1 部 会

オーリニヤック文化の起原問題

角 田 文 衛

西洋史上の最重要な問題の一つは、今から約4千年前、すなわちヴェルム第2/3氷期に新生人類 (*Nesanthropus*, *Homo sapiens sapiens*) がいかにして化成したか、また化石新生人類 (*Homo sapiens fossilis*) が育成ないし担荷した文化はいかなる起原を有するものであったかということである。古生人類 (*Palaeoanthropus*) に属するネアンデルタール人 (*Homo Neanderthalensis*) と、ヨーロッパや北アフリカにおいて化石新生人類を代表するクロマニオン型 (*Type de Cro-Magnon*) の人類との間には深い溝渠が存する。前者からの移行型に当たる人骨、またはクロマニオン型に属しても変差の強い人骨も知られてはいるが、その骨は僅少である。化石新生人類の由来に関する仮説はあまた提起されてはいるが、いまだ統一的な見解をみていない。

一方、ヴェルム第3氷期のヨーロッパで行われたのは、狭義のオーリニヤック文化 (*Aurignacien*) とペリゴール文化 (*Périgordien*) であるが、前者は石刃技法 (*technique de lame*) を特色とする点で先行するムスティエ文化 (*Moustérien*) に出自したとは認められない。一方、ペリゴール前期文化は多分に土着的であって、ヨーロッパ各地のアシュール系ムスティエ文化 (*Moustérien de tradition acheuléenne*) に胚胎したものと認められている。しかしペリゴール文化も、旧石器時代後期の諸文化も、その担荷者は新生人類のクロマニオン型に属する人類——そこに若干の差異はあっても——であるし、北アフリカもまたその例外ではない。

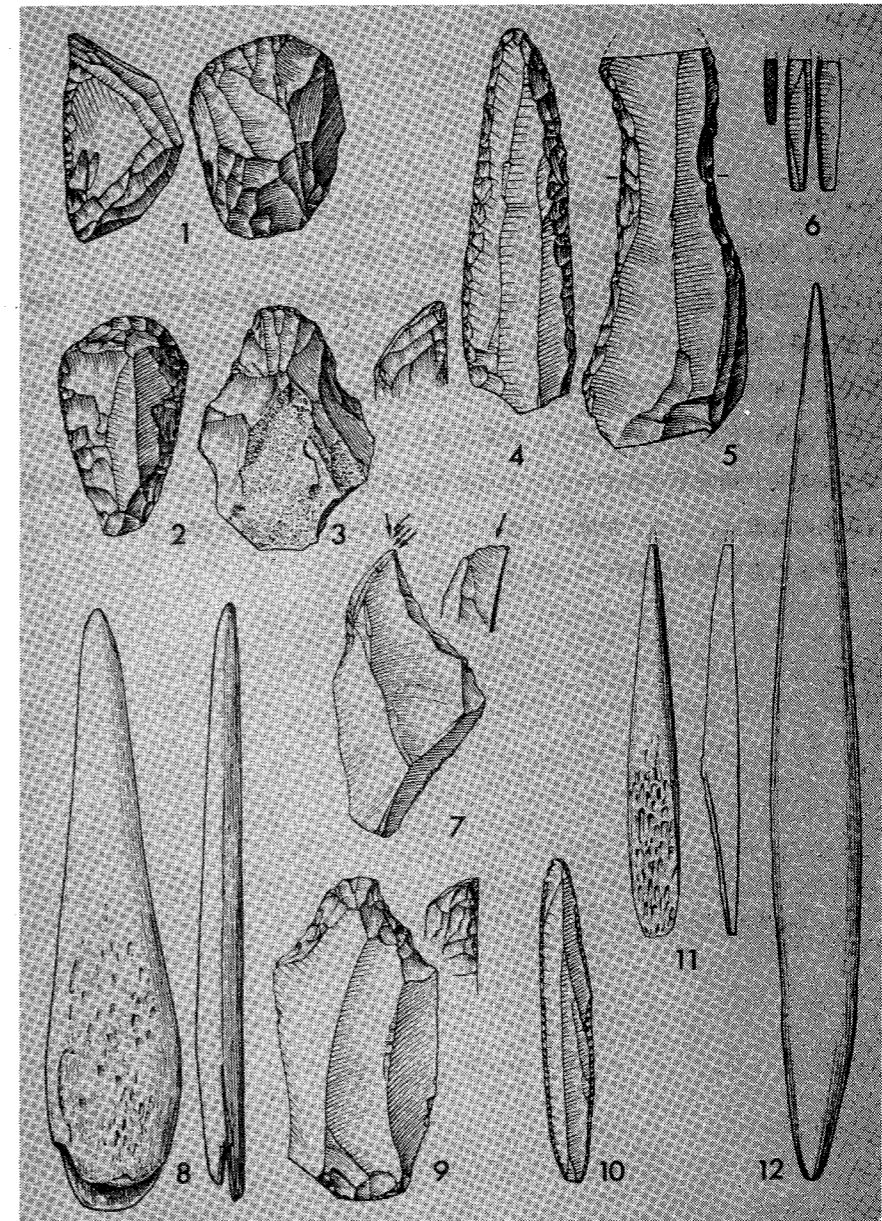


クロマニオン型の頭骨

イタリア西北部 グリマルディ洞窟群の grotta dei Fanciulli より出土

ムスティエ文化との断絶がみられる以上、オーリニヤック文化の起原は、外来的と思わせねばならない。いま夥しいデータを整理し、雑多な学説を仔細に検討してみると、オーリニヤック文化は、シリアのヤブルド岩陰 (*Abri Jabrud*) 遺跡などに検出される原オーリニヤック文化 (*Proto-Aurignacien*) に遡源するもののように想定される。またクロマニオン型の新生人類は、パレスティナのカルメル (*Karmel*) 山のスクール岩陰で知られたスクール・ネアンデルタール人類 (*Skhül Neanderthaloid*) に親縁なようである。後者は、新生人類がもつ諸特徴をもすでに帯びており、新生人類の起原を知る上で大きな手掛りを与えるものと認められる。

将来、新しい発見や斬新な解釈によってどのような新説が提起されるかは測り知れないが、現在のところ、たとえ証拠不十分の誇りは免れないにせよ、上述した推測は、最も説得力に富んだ仮説と言えよう。



オーリニヤック文化の遺物

1: 竜骨状搔器 2: 加工石刃を用いた搔器 3: 鼻状搔器 4: オーリニヤック型の石刃 5: プロペラ状石刃 6: デュフル型細石刃 7: バスク (*busk*) 状彫器 8: 燕尾状骨製尖頭器 9: 薄手鼻状搔器 10: フォン・イーヴ型細石刃 11: 片削ぎ骨製尖頭器 12: 長菱形骨製尖頭器

(1~7, 9: フランス, ドルドーニュ県 Caminade 岩陰出土 8, 12: ドルドーニュ県 La Ferrassie 出土 10: フランス, コレーズ県 Font-Yves 出土 11: ドルドーニュ県 Laugerie-Haute 出土) F. Bordes による

古代エジプトの君主制について

——ノモスの発生を中心にして——

鈴木 まどか

古代エジプトは、ナイル川灌漑によって安定した生産経済を得て、いちじるしい文化の発展をみた。周知のことながら、その政府は君主ファラオを頂上にピラミッド型に人員構成された様々な役職をもつ書記によって運営される典型的な文官政府であった。同国は、自然地理に深く根ざした行政区画のノモス（州）に分けられ、そこに中央政府から派遣された役人が、州知事として地方行政にあたるこの行政区画は、王朝以前に出現し、ギリシア・ローマ支配時代の末まで、ほとんど変わることなく保持された。この区画こそ、まさにエジプトの古代国家が存在するのに不可欠な要素である。本研究は、ファラオ体制を支えた行政上の基盤は、ノモス制度にあるとして、その発生と発展を調査することにより、古代エジプトの君主制の本質について再考する。

ローマ都市ティーケーヌム Ticinum の地誌学的検討

—— ガリア・キスアルピーナ地方の都市化とローマ化 ——

岩 井 経 男

近年ヨーロッパ学界において、ローマ時代のローマと他都市との関係についての理論的、実証的考察、またそれと関連して、ローマ帝国諸領域の地域史的研究が盛んに行われている。このような諸研究の導入は、我国のローマ史研究をさらに豊かにするものと信ずるが、これらの研究上、基礎知識としてやはり、ローマ地方都市の具体的理解が大切ではないかと思う。史料上の制約で、ローマ時代の個別都市の歴史像再構成は困難であるが（時に農村領域についての知識は非常に乏しいが）、第二次大戦後、イタリアその他地域で行われている地誌学的研究 Topographical studies は、この状況下かなりまとまった知識を我々に提供している。

本報告では個別研究の例として、北イタリアのローマ都市ティーケーヌム municipium Ticinense（現パヴィア）を取り上げ、P. フラッカーロ、G. ティビレッティ等の研究に依拠しながら、その地誌学的検討を試みたい。そしてこの検討を通して、ティーケーヌムが位置するローマ時代ガリア・キスアルピーナ Gallia Cisalpina 地方の都市化とローマ化の問題、さらに共和政期ローマ都市制度史全体にかかわる問題に言及するつもりである。

ローマ皇帝礼拝と諸社会集団

—— 神官、祭司団の社会的出自 ——

阪 本 浩

皇帝礼拝に関する研究は、今日まで、「すでに耕し尽された分野」と言われるまでに積み重ねられてきた。そこでは、皇帝礼拝を、皇帝支配の正当化のためのイデオロギー政策の一環として位置付けることに主眼が置かれてきたように思われるが、一方で、皇帝礼拝を司った神官職、祭司団の性格、その構成員に関する研究も進められてきた。特に近年、プロソグラフィックな研究の進展により——主に上層に関してではあるが——諸神官、祭司団員の社会的出自について、より多くが知られるようになってきている。そこで、これら最近の研究の成果を取り入れながら、我々なりの一応の整理を試みておく必要があると思われる。それに加えて、各神官職、祭司団ごとの皇帝礼拝の性格をも考えてみるべきであると思われる。そこから、ローマ帝政下の諸社会集団の内に皇帝礼拝がどのように浸透し、いかなる役割を果たしたのか、また、それぞれの社会集団にとって皇帝礼拝はいかなる意義を持ったのか、などの問題を取り上げてみたい。それは、皇帝礼拝の意義についての再考であると同時に、帝政期の諸社会集団とローマ皇帝支配との関係を考えて行くための、一つの手掛りとなり得ると思われる。

さて、以上の様な展望を持ちながら、本報告においては、1～3世紀の、都市ローマ、イタリア諸都市、西方属州のいくつかを例に取り、そこで皇帝礼拝を司った *sodales divorum*, *magistri vici*, 属州の *flamen; sacerdos*, 都市の *flamen; sacerdos etc.*, (*seviri*) *Augustales* などについて、その構成員の社会的出自と、それぞれの礼拝の性格に考察を加えたい。

ローマ軍団内の医師について

小林 雅 夫

プラトンの言及にもかかわらずギリシアには奴隷医師は実在せず、医師は自由人に限られていたと考えられているのに対し、ローマでは多数の *servi medici* が活躍していたことは広く知られている。ローマの *ingenui* は、非ローマ人医師から治療を受けていながら、自らは医師になろうとはしなかった。このことはローマ人の *medicus* 観と関係がある。本発表ではローマ人の医師観、医学観を理解するために、きわめてローマ的な組織であるローマ軍団内部の医療を考察の対象とする。

軍隊も兵士の病気の点では一般社会にくらべて例外であったはずはなく、軍隊の性格上とりわけ負傷兵の治療は必要不可欠であったから、当然軍団内の医療は重要問題であった。この問題に関するこれまでの研究文献はそれほど多くはないように思われるが、医学史家はしばしば軍隊と密接な関係にある衛生設備や病院の発達を考え合わせてローマの軍事医学を高く評価し、ローマ軍団内における熟練医師の存在を推測する傾向にある。軍団内の医療の例証としてしばしば現在ローマにあるトラヤヌスの円柱のダキア戦争を描いた一場面が指摘されるが、そこにみられる「救護隊」の分析は、ローマ軍団内の軍医の存在を考える上で重要となる。この円柱の研究者達が指摘しているように、もし「救護隊」が手当を受けている負傷兵と同じ軍団兵であるとすれば、軍団内には職業的医師は存在せず、かれらは一般兵士の中から選ばれた人々であることになり、*ingenui* は一般社会では医師になろうとしなかったにもかかわらず、軍団内では医療に従事していたことになる。しかし軍団内の *medicus* が職業的医師だとすれば、たとえ医師にしろローマ軍団内に非市民が編入されていたことになる。それゆえ軍団内の *medicus* の身分をめぐるこの有名な論争を再検討しながら、ローマの意志決定の中核をなしていた *ingenui* の発想を追求してみたい。

紀元三世紀におけるローマ帝国とキリスト教

豊田浩志

周知のように、キリスト教は紀元四世紀末にローマ帝国国家宗教の座を獲得する。その上昇プロセスを分析する際、キリスト教の教義的優秀性や信徒数の漠然とした量的拡大を指摘するだけでは、何の解決にもならないとする認識が最近とみに顕著になりつつある。中でも注目しているのは、ローマ帝国諸社会層内において各々いかなる程度キリスト教化が達成されていたのか、また各々の時点でトレーガーの役割を果たしていたのはどの層か、という視角からの接近であろう。

紀元四世紀段階は、コンスタンティヌスの改宗という政治色濃い出来事を一大契機として、上からの改宗が推進されたとの把握が比較的容易で、事実、実証研究も最近著しく深化してきている。ところでこの場合有効であった帝国支配階級のキリスト教化という視点は、果して紀元三世紀にも適用可能であろうか。確かに、この世紀に入るとローマ皇帝(ないし帝室、支配機構)とキリスト教関係者との接触を伝える資料がかなり目につくようになるし、この時期の社会変動とキリスト教勢力上昇の相互関連性も主張されてきた。しかし未だその具体的解明はこれまで十分なされてきたとはいえない。

本発表では、紀元三世紀に焦点をあてて、帝国支配階級とキリスト教がいかなる形で関わりを持ちえていたのか、という点について、Th. KlauserとW. Eckの論争を出発点とし、次いで、時代思潮の変遷を考慮に入れつつ、仮説にすぎないが、祓魔行為を軸としたキリスト教集団とローマ皇帝その他との関わりの可能性を、試論として提示したい。

第 2 部 会

ランス大司教アベル

——カロリング初期における司教管区政策——

梅 津 教 孝

メロヴィング末期にはその機能を停止していたかに思えるフランクの教会組織の再建のために開催された、一連の改革公会議（conciles réformateurs）は、カロリング家の2人の宮宰、カルロマン（Carloman）とペパン・ル・ブレフ（Pépin le Bref）によって召集された。これはボニファティウス（Bonifatius）の指導によるものであるが、教区制度の整備に関しては問題点が多い。742年にカルロマンが開催した「ゲルマニア公会議」（concile germanique）ではボニファティウスが大司教（archiepiscopus）に定められ、744年にペパンが主宰したソワソン（Soissons）公会議では、ランス（Reims）にはアベル（Abel）、サンス（Sens）にはハルトベルトゥス（Hartbertus）が、それぞれ大司教に定められている。

本報告はランスのアベルを中心として、司教・大司教任命をめぐる、この時期の諸問題を取扱いたい。

ランスには、アベルが大司教に定められる以前に、トリアー（Trier）司教を兼任していたミロ（Milo）という人物がいたが、アベルは彼の妨害によって、ほとんどその職を果すことなく、747年にはその地位を追われており、これに対してペパンは、上記公会議決議を守るためのなんらの対抗措置もとっていない。

従ってここでは、アベルの追い落としをゆるした背後の状況が問われねばならず、司教任命のあり方、アベルという人物そのもの、そして彼とペパン、カルロマン、ボニファティウス、ミロとの人的関係等が問題となるであろう。そして、これらの問題の考察によって、ランスにおけるアベルの大司教位の実態を明らかにし、8世紀中頃にカロリング家が推進していた大司教管区再建を考える足がかりとしたい。

中世ポワトゥにおける農民層の動態

—— 領域支配形成期の諸問題 ——

宮 松 浩 憲

フランスにおける本格的な中世農民史研究の出発点は、M. ブロックの農奴身分 *Servage* に関する一連の研究に求められよう。彼の農奴身分に関する所説は、その後、多くの研究者によって批判され、その多くはそのままでは支持されえなくなっている。しかしこのような状況にあって、一つの連続性が今日の研究者との間に認められる。それは11世紀以降における裁判領主権による農民層の「均質化」「水平化」で、これによって支配階層の構造と農民層の構造とが関連づけられてもいる。

本報告で問題にしようとするのは、このような関連性の正否についてである。この疑問が強まったのは、12世紀の史料の中に或る荘園内の3種類の保有地単位 (*massus*, *borderia*, *mansus*) とそれらに課せられた負担を列記した文書を発見したからである。これらの保有地単位は面積の小さい方から書き始められ、その各総数は10:14:19となっている。負担は賦役と賦課租から成り、賦役は *massus* と *borderia* にのみ課せられているのに対して賦課租はすべてに課せられ、その額は保有地の面積に比例している。このようにポワトゥでは農民層の経済力に基づく階層分化が進行していたのであり、当然支配階層の構造もこれに照応していたに違いない。11世紀を扱う場合、この時代が躍動の世紀であったことを常に想起する必要がある。

最後に、本報告によって歴史的地域区分とその相互関係の再検討への道が開ければとも考えている。

南ドイツの中世都市における「市民」の「自治権」について

山 本 健

11～13世紀の南ドイツでは、農村から司教都市へ移動した不自由人がその「市民」になる方法の一つとして *Censuales* 化が知られていた。

この者たちは、司教から得た不定量賦役からの免除、移動の自由、労働生産物の自由な処分等によって特徴づけられる一つの階層を形成していた。このような司教の保護を受けた *Censuales* が、さらに「市民」に上昇する際に、彼らは都市内の「市民」との関係を強め、司教の保護にかわる法的援助を「市民」たちから受けていた。その際、資料(寄進文書)に現れた「市民」のなかには「奴隷身分者」を所有する「市民」も多数いた。

この「市民」像は、従来の封建社会の反体制的異物と規定されてきた市民像とは、明らかに異なる。この原因としては、都市領主と「市民」団体との対立に力点を置くあまり、都市内の様々な住民を便宜的に「その他の都市民衆」等と記すだけで、都市下層民の実態および「市民」と彼らとの社会的関係を見落した点にあると思われる。

このような傾向は、すでにエンネンによって批判されている。そして、最近に至っては、特に中世後期を対象に、シュルツ等によって都市下層民の位置が明らかにされつつある。

そこで、このような諸研究を考慮に入れつつ、都市成立期(12～13世紀)の「市民」の「自治権」という視点から、「市民」の実態と「市民」と都市内の *Censuales* および下層民との社会的関係を、南ドイツの『都市法』の分析を通して解明する予定である。

下バイエルン(Bayern-Landshut)における租税委員会(1358)について

小 野 善 彦

ラント・下バイエルンにおいては、14世紀前半の身分制的発展をふまえて、1347年にラントの貴族と都市、市場が「太公の意志と命令」で同盟(Der Landshuter Bund)を締結した。同盟の目的は、彼らの権利領域を太公及びその役人の侵害から守るための相互援助であった。ここに、太公とシュテンデ(諸身分)とが相互の権利領域をめぐる厳しく対立しつつ、ラントの支配権力を分有する・身分制的支配体制が成立した。

ところで、太公によるラント税の徴集は、太公の権利領域と相互補完的なシュテンデの権利領域への介入に外ならない。「シュテンデ」は、当初特権状の中で、二度とラント税を徴集しない旨の約束(その繰返しにより所謂シュテンデの「課税同意権」が確立する)を太公から取りつけることで満足しており、徴税は、専ら太公の役人の手でなされた。しかるに、上述の如き権利領域の対立、シュテンデの自覚の高まりは、ラントの税務行政の領域においても——さしあたり上級のレベルで——シュテンデの諸権利の発展をもたらさずにはおかない。こうして、下バイエルンのラント分割(1353)から生じた(部分)ラントBayern-Landshutにおいて、シュテンデの課税協賛を機に1358年にラント税の徴集・管理のために、太公とシュテンデとの協力により「租税委員会」(Steuerausschuß)が結成される(上バイエルンでは1356年)。これは、この時代に初めて出てくるものであり、ラントの最初の「シュテンデ委員会」である。

したがって、以上のような経緯から、1358年の租税委員会は、この時代の身分制的国制の特質を集約的に体現しているものと思われる。しかるに、従来の研究においては、この委員会は、租税制度史における一つのエピソードとして、あるいは太公の顧問官(=シュテンデの構成員)がこの委員会を構成していることから、顧問官の役割・機能の如何というきわめて限定された視角から考察の対象とされたにすぎない。

そこで本報告においては、ラントの身分制的国制に占める・この租税委員会の意義を多面的に考察することを通して、14世紀中葉のラント(Bayern-Landshut)の身分制的支配の構造的特質を明らかにしたい。

ランカスター朝末期における大貴族支配体制崩壊の本質

—— ヘンリー6世治世 1450～61年の統治 ——

尾 野 比 左 夫

一般にランカスター朝は、封建大貴族による支配体制の時代と言われ、とくに、ヘンリー6世治世 1422～50年の期間はもっともその典型的形態があらわれていた。ところが、この大貴族支配体制も、1450年代中葉に顕著化する封建貴族相互間の闘争＝バラ戦争の過程の中に崩壊の一途をたどるのである。いわば、1450年から60年代はじめにかけては、封建貴族の勢力が衰退し王権の伸張をもたらす封建制国家から絶対主義国家への移行期に他ならなかった。では何故、1450年代においては、ランカスター朝統治体制＝大貴族支配体制が弱体化し、封建貴族間の争いが激化したのだろうか。更には、ヨーク政権（絶対主義的政権）への道が開かれたのだろうか。かかる要因を包含するランカスター朝ヘンリー6世治世 1450～61年の時代は、英国絶対主義成立史上重要な意義をもつと考えられる。

本報告では、上記問題を究明する企画のもと、ヘンリー6世治世末期（1450～61年）の統治体制の本質、当代の特徴を考察するが、具体的には次の3点を取りあげて論をすすめていきたい。すなわち、(1)当該期間における中央政界の状況とランカスター・ヨーク両派のうごき、(2)ランカスター・ヨーク両派の中央政界をめぐる党争と地方における紛争との関係、(3)大貴族支配体制崩壊の一因としての国家財政の破綻と封建貴族財政の弱体化、ステープル組合の動向、である。これらの考察を通じて、ランカスター朝統治の解体＝大貴族支配体制の崩壊要因が明らかになれば幸である。カリー駐屯費の膨張

第 3 部 会

宗教改革による都市と教会の関係の変化

—— リューベックの場合 ——

棟 居 洋

帝国自由都市リューベックにおける宗教改革は、他の北ドイツ諸都市の場合と同様、広範な市民層の参集する蜂起——その運動は、自らの要求を貫徹するため、そのときに成立した市民委員会と市民総会に結集したが故に「市民闘争」と表現し得るであろう——がなければ、決して達成されなかったが、しかしそれは、結果としては皮肉なことに、市参事会がオープリヒカイトとしての権力を強化する形で終焉する。そのことは他面、今述べた市民闘争の高揚を背景に達成された宗教改革の成果が、1531年、ヴィッテンベルクから市が迎えたブーゲンハーゲンを中心に、市民から選出の委員で構成された委員会により作成された「帝国都市リューベックのキリスト教規定」(Der Kaiserlichen Stadt Lübeck Christliche Ordnung—以下「規定」と略す)に表現されるが、その「規定」に盛り込まれたゲノッセンシャフト的原理に裏づけられた部分は、1535年、市参事会と一般市民との間に結ばれる協定(以下「協定」と略す)において著しく後退するという点、即ち、同じ楯の反面であるが、市当局による教会固有の領域の狭隘化という点にも表われている。

本報告は、主としてこの市当局と教会の関係の変化に表現される市参事会権力の強化——これはゲノッセンシャフト的原理の後退を伴う——と市参事会権力のもとへの教会組織の組み込みの過程を、当時の市の置かれていた内外の状況を見据えながら、①宗教改革運動推進の中心となった市民委員会の構成・性格・役割、②1531年及び35年にみられる市参事会構成の変化、さらに③「規定」と「協定」の比較等の検討を通じて考察するものである。

初期ガリレイの思想形成

—— 16世紀後半イタリアの社会状況とガリレオ・ガリレイ ——

森 良 和

A. Favaro 編「国定版ガリレイ全集」Le Opere di Galileo Galilei 第一巻所収のIuvenilia については、Favaro によって、それがガリレイのピサ大学在学中に当時の教授 F. Buonomi の講義を引き写したものであらうと主張されて以来、50年以上もの間、実質的に反駁の余地のないものとされてきた。

ところが近年（1971年）、A. Crombie によって Iuvenilia がローマ学院の教授 C. Clavius の著作と著しい類似関係を持っていることが明らかにされ、これを受け継いだ W. Wallace は、Iuvenilia は字義通りの少年期のノートではなく、少壮学者ガリレイがピサ大学の講義ノート作成のため Clavius をはじめとするローマ学院の教授たちの著作から巧妙に改作したものであるとした。更に Wallace は、後のガリレイの思想形成においてもこれが極めて重要であり、ガリレイの科学的思考の根本はスコラ的な実念論であって、従来しばしば述べられてきたような、プラトニストか実験主義者かという二分法ではなく、アリストテレス的・アルキメデスの思考方法であるとしなければならない、とまで論ずるのである。

Wallace のこのような見解は甚だ斬新であり、多くの有益な論点を含み、ガリレイ研究に新機軸を提出したと言ってよい。けれどもひとりローマ学院のみがガリレイの思想形成を引き受けた訳では勿論ない。ピサ、パドヴァの両大学や大学外の状況も無視できぬものであり、これら全てがガリレイの思想と複雑な脈絡で関わっているからである。

本発表ではこのような点を踏まえ、ガリレイを16世紀後半のイタリアの知的・社会的状況の中で捉え、それらが Iuvenilia や他の初期の作品にどのように反映しているかを探り、ガリレイの思想形成はルネサンスの残光と反宗教改革下の特殊状況との複合的關係の中で再構成される必要があることを論じたい。

ザポロージェ・カザークの対外政策

—— ドン・カザークとの対比において ——

中 村 仁 志

ロシアの南部辺境に発生した自由人戦士共同体であるカザークは、17-18世紀の諸農民戦争に際し反乱軍の旗手としてロシア政府に重大な脅威を与えた。しかし、その後カザーク軍団の多くはツァーリズムに従順な帝国の藩屏として「体制内化」されていった。その中でドニェプル河のセーチに巣くったザポロージェ・カザークのみは、ロシア政府にとって好ましからざる存在であることを止めず、ついに1775年廃絶の憂き目にあった。本報告は、ザポロージェ・カザークのかかる独自性を、もう一方のカザークの雄であったドン・カザークと対比させつつ、その対外政策の面から解明することをねらいとしている。

ドン・カザークとザポロージェ・カザークの主たる相違は、前者がロシア出身者を多数派としつつ比較的雑多な構成員をもっていたのに対し、後者はウクライナからの逃亡者を根幹としていた点にある。ザポロージェ・カザークの故郷たるウクライナは、17世紀中葉以降、ドニェプル河を境に左岸（東部）、右岸（西部）の両地域に分かたれ、ポーランド、ロシア、トルコがこれの領有をめぐる相争う闘技場と化していた。かかる状況にあって、「ウクライナの息子」たるザポロージェ・カザークは両岸地域の統合とウクライナの自立を標榜した。彼らはその対外政策において、ロシア、クリミア、トルコと同盟者を次々と変えたのも、「ウクライナの自由」を保証してくれるべき庇護者を、その時々的情勢に応じて選んだがためであった。ザポロージェ・カザークのこのような態度は、ロシア政府にとり外敵との通謀以外の何物でもなく、彼らの存在はいつまでも容認しておけるものではなかった。ここにその廃絶の原因がある。

一方、ウクライナという自立可能な規模の後背地をもたぬまま、クリミヤ、トルコという強大な異教徒勢力と対峙したドン・カザークは、ロシアの南下政策の進展とともに、特権的軍人身分としてツァーリズム体制内に馴致されていったのである。

ホッブズと彼の批判者たち

野 嵐 一 郎

主権論を核とするトマス・ホッブスの政治思想は、内乱前の国制論争の中で形成された。それは、コモン・ロー思想、制限、混合王政論を撃ち、「古来の国制」(Ancient Constitution)をめぐる王党派と議会派の論争における思想的閉塞状況を打破せんとしたものであるが、ホッブズがイギリスの思想界に大きな衝激を与えたのは、1651年の *Leviathan* の出版以後であった。彼の人間観、自然状態論、社会契約論、主権論、法理論は、様々な立場からの批判を惹起した。Q. Skinner の言うように、当時、ホッブズが全くの孤立無援の思想家ではなかったとしても、彼の批判者たちは圧倒的に多数であり、彼らの諸批判は、当該時におけるホッブズの政治思想の特異性を際立たせている。

本報告では、近年、ジョン・ロックに与えた思想的影響を高く評価されている George Lawson のホッブズ批判書、*An Examination of the Political Part of Mr. Hobbes his Leviathan, London, 1657*、王政復古期に王座裁判所首席裁判官を勤めたコモン・ローヤー Sir Matthew Hale が彼の晩年、1670年代に執筆した *Reflection by the Lrd. Chief Justice Hale on Mr. Hobbes his Dialogue of the Lawe*、および、穏健王党派の政治家 Earl of Clarendon (Edward Hyde) の *A Brief View and Survey of the Dangerous and pernicious Errors to Church and State, in Mr. Hobbes's Book, entitled Leviathan, Oxon., 1676* を取り上げ、彼らのホッブズ批判を分析し、それらの共通点と相違点を明らかにすることによって、ホッブズの政治思想の歴史的 position を試みたい。その際、われわれは、J. Bowle の研究のように、ホッブズを中世以来のイギリスの伝統的な Constitutionalism の攻撃者として片付けるのではなくて、種々のホッブズ批判それ自体の中に、ホッブズが解決しようとした諸問題の多くが含まれていたことに注意する必要があるであろう。

ベルナル・ディアズ・デル・カスティリョの記録による16世紀における
メキシコ諸部族の相互関係

茨 木 晃

15世紀初頭のメキシコ諸部族の状態を調べる方法はいろいろ考えられるが、昔のインディオの象形文字が、非常に複雑で、残っている資料がほとんどアステカ族の Náhuatl 語で書かれているので片寄りがちである。というのは、周知の通り、アステカ族が北方からやってきた侵入者にすぎず、いにしへのノヴィスパニアの一部しか占領することができなかったからである。その上に、支配された他の部族に憎まれ、反乱や彼らに対する独立戦争が絶えなかった。

一方、当然ながらスペイン人の征服者も、片寄っており、その叙述は必ずしもあてになるものではない。しかし、征服時代の資料の中にすぐれた文学者である Antonio de Solís や Francisco López de Gómara などは、目撃者でない上に、歴史学よりもむしろ他の分野に属している。彼らに対して、Bernal Díaz del Castillo は、未遂の発見旅行に2回ほど参加し、Cortés の兵士として初めから最後までの主なでき事に従事しただけでなく、直接に見たこと、聞いたことを、詳しく見わけて、忠実に書き記したと思われる。

ベルナルは最後の最後まで、コルテースに忠誠をつくしたが、時々遠慮なく指揮者のインディオに対する行動を厳しく批判した。同僚であるスペイン兵士や敵・味方のインディオについての彼の判断は公平であり、関係者らしくない批評という印象を与える。

とりわけ、互いに対立の立場であるアステカ生まれの「Doña Marina」と Motecuhzoma 皇帝やその甥 Cuauhtémoc を非常な尊敬をもってとり扱っている。

時に、はっきりと覚えていない月日を原稿で空白のままにして、後でつめるつもりだったらしい。また、病気のために参加できなかった出来事については次のように記している。「よく知りません。目撃者にまかせる。私として、参加した3人の友達にすでに手紙を出し、曖昧な記録を書き残さないために、彼らに叙述してもらうことを頼んだ(80章中部)」

こうして、Carlos Pereyra をはじめ、メキシコの歴史界の専門家はベルナルを高く評価している。

米国の歴史家 William・Hickling Prescott は19世紀の半ば、ベルナルを理解しないで、「虚栄心にかかられている……」と、批評して、彼を見すてたのであった。実際、人間である上に、プレスコットも含んで、虚栄心に少しもかられていない著者はみうけられない。特に謙そんらしい文章を記しすぎる者……。

第 4 部 会

チェコ地方における1844年の更紗捺染工の機械打ち壊しをめぐる一考察

稲 野 強

1840年代前半は、メッテルニヒ体制下のオーストリア帝国が、ギリシアの独立、フランス・ポーランド革命の勃発、ドイツ関税同盟の結成を見る中で、政治的にも、経済的にもすでに動揺を来した時期であった。一方、帝国内部では、資本主義の発達にともなって成長してきた諸民族の覚醒運動が、具体的な成果を示し、体制を揺さぶるまでになった時期にあっていた。綿織物工業を中心に早くから機械化が行われていた地域では、こうした時期に機械化によるひずみが現われ、帝国の将来に危惧を与えた。本報告で扱う1844年のチェコにおける機械打ち壊し運動は、そのひずみの具体的な現われとして注目に値する。

ことの起こりは、1844年6月にチェコ（ボヘミア）王国の首都プラハで起こった更紗捺染工の機械打ち壊しであった。この運動は、またたく間にチェコの各地に飛び火し、北部工業都市リベッツ（ライヒェンベルク）をはじめとするチェコの諸都市で、賃上げデモ、ストライキ、機械打ち壊しが頻発した。一方で、この時期に、オロモウツ（オルミューツ）、プラハ間の鉄道敷設工事が行われており、失業者対策のために送り込まれた多くの日雇い労働者が、過酷な労働条件の下で働いていた。7月に入ると、この鉄道建設労働者が、わずかな賃金さえ引き下げられたのに憤激し、デモを行い、プラハの城門に追った。……だが、いずれの運動も軍隊、警察の圧倒的な力によって押しつぶされてしまう。

本報告では、従来、同じ年に起こったシレージエン（シレジア）の織工一揆に比べても関心のもたれる度合いが少なかったこの運動の原因・動向をできるだけ詳しく見ることで、オーストリアの先進工業地域であるチェコのかかえていた問題を明らかにしていくつもりである。その際、1848年革命とのかかわりについても合わせて言及する。

スウェーデンにおける普通選挙運動と「人民議会」

本 間 晴 樹

スウェーデンにおける普通選挙運動は、二院制議会の発足した1866年から婦人参政権が導入される1921年までの間続けられたが、その最も重要な局面は、ほぼ1887年から1902年までの間に現われた。1887年前後までは、普通選挙運動は、範囲の限られた影響力の乏しい運動に過ぎなかったが、1902年には普通選挙支持者は議会の下院において約半数を獲得し、以後政府及び上院に対しても大きな影響力を持つに至っている。即ち、普通選挙運動が、議会外の少数者による運動から出発して、議会内にも強力な基盤を持つ全国的運動へと発展する、という変化は、ほぼ上記の期間内に生じたことになる。

この間、多くの組織が普通選挙運動の推進に努めたが、そのような組織を最も広く結集したのが、1890年に成立し、1900年に解体した普通選挙連合であった。これは、スウェーデン全国の地方的普通選挙推進団体の集合体であると同時に、自由主義者と社会主義者の双方によって構成された連合体でもあった。

「人民議会」は、この普通選挙連合が実施した活動の一つであり、その中で最も大規模に行われ、最も注目を集めたものであった。全国民に呼びかけ、普通選挙により代議員を選出させ、議会に倣った集会を開き、普通選挙要求の為の討議及び決議を行うというこの企画は、1893年と96年の2回実施され、直接改革を実現させる力とはならなかったが、普通選挙の思想を全国に普及させ、支持者を拡大する上で重要な役割を果たした。しかし、また人民議会は、普通選挙運動内部の対立点・問題点、運動の限界性を明らかにするという結果をももたらした。

今回の報告は、主に人民議会の選挙、議事及びそれに関連した活動を通して現れた、普通選挙運動の持つ性格及び諸問題、特に自由主義者と社会主義者の関係及び各地方毎の特性が生み出した問題点についての考察に関するものである。

19世紀ドイツの移民

—— ヨーロッパ移民史の一側面 ——

井 村 行 子

主として統計資料を用いて、19世紀ヨーロッパの国外移住の歴史、とりわけドイツの場合を概観したい。

1830年代以降のドイツの国外移住の歴史は次の三つの局面にわけることができる。まず1860年ごろまで続いた第一局面では、典型的な移住の形態は、西南ドイツの農民および手工業者が、永住をめざして家族を伴って移住するというものであった。1890年代半ばまで続く次の第二局面の特徴は、東ドイツの農業労働者の移住である。この場合もやはり永住をめざす家族の移住が主要な形態であった。第三局面はドイツの国外移住が急速に減少していく局面であるが、この局面では手工業者および工業労働者の出稼ぎが次第に重要性を増していく。

1830年代以降のドイツの国外移住においては、他のヨーロッパ諸国への移住はほとんど意味をもたなかった。また第三局面は、ドイツの国内移住、とりわけ東ドイツの農業地帯から西ドイツの工業地帯への移住（「東西移動」）が大規模に行われるようになった時期とほぼ一致している。このことから考えて、1890年代半ば以降のドイツの国外移住の急速な減少は、海外移住が国内移住へと転換したことによるものであると思われる。

同様にヨーロッパの国外移住全体についても二つの局面を区別することができる。すなわちほぼ1890年を境として、これ以前においては西欧および北欧からの海外移住が圧倒的であったが、これ以降は南欧および東欧からの海外移住および他のヨーロッパ諸国(西欧)への移住が次第に増加していく。従ってここでの第一局面はドイツの第一、第二局面に、第二局面は第三局面にほぼ相当することになるが、移住者の地理的、社会的構成のより綿密な検討によって、おそらくここでも更なる局面の設定が可能であろうと思われる。

第二帝政ドイツの社会と植民地問題

永 原 陽 子

ビスマルクの下に着手されたアフリカや中国、太平洋地域における植民地支配は、第二帝政期をつうじてドイツの政治・経済・社会に対し少なからぬ影響を与えた。その実態は、近年、ドイツ史と植民地・従属地域の歴史との双方からのアプローチにより、次第に明らかにされてきた。

植民地支配から最大の利益を引き出そうとしたのは、この時期のヨーロッパ、中近東におけるドイツ帝国主義の進出の場合と同様、大銀行と結びついた工業界の諸勢力であり、彼らによる支配と植民地住民との対抗関係が問題の基軸をなしていることはいうまでもない。が、同時に、「植民地問題」は、現地へ赴き「ドイツ人社会」を形成していた一般の入植者やミッシェナリーの活動や、直接の利害をもたないドイツ国内の諸階層の人々の関心にも支えられていた。こうした支配の「中間項」に注目することにより、時の植民地支配のもった複雑な意味がより明らかになるはずである。それはまた、ドイツ帝国主義の性格論としてのいわゆる「社会帝国主義論」とそれに対する批判の重要な論点でもある。

報告では、一方で、植民地現地における支配の媒介者の役割を果たした入植者層の動向の他方で、本国社会において植民地に対する一般の関心を喚起するのに大きく与った植民地主義的団体、とりわけ「ドイツ植民地協会」の活動の分析を手がかりとして、第二帝政ドイツの社会において植民地問題がもった意味を考えてみたい。

「自由ドイツ青年」の思想

田 村 栄 子

「ワンダーフォーゲル」運動から「自由ドイツ青年」を経て、ワイマール期の、「青年諸集団の並存状況（Bündische Jugend）」に至るドイツ青年運動については、従来、短絡的にナチズムと関連させて論じられる傾向が強かった。これに対して、本報告は、ドイツ青年運動をドイツ近代史の中で適切に把握するために、最も「自立的」とされた「自由ドイツ青年」の思想を解明することを目的としている。

ヴィルヘルム・ドイツでは、青年の果す政治的役割が注目され、政府、軍、政党、労組などが青年の保護・指導に努力するようになった。そのような風潮に対抗して、1913年10月に、「自由ドイツ青年」大会が開催された。この大会は、ギムナジウム生徒による「ワンダーフォーゲル」運動系の諸団体、「ワンダーフォーゲル」運動を母体とする学生団体、「生活改良」団体および「改革教育学」系の学校から2,000人余りの青年が参加し、青年固有の精神の解放、「青年文化」の建設を謳い上げた「マイスナー宣言」を採択した。こうして、青年は一つの示威的な大会を出発点として、「自立的」な青年運動を発展させようとしたのであった。その背後には、急速な工業的發展を遂げたドイツ社会とその価値体系を告発する「感情」、とくに家庭や学校での権威主義的な教育に対する批判精神の躍動が読みとられる。しかし、「自由ドイツ青年」は、現実政治において明確な立場をとることを拒否したために、政治的・イデオロギー的には、かれらが批判した「ブルジョア世界」とどまるというアンビヴァレントな性格をもっていた。大戦後の革命的激動期に、このアンビヴァレントな性格はその矛盾を露呈し、「自由ドイツ青年」は政治的に両極化し、分裂解体した。

「自由ドイツ青年」の思想に示されたこのようなアンビヴァレントな性格こそは、ドイツ青年運動が一貫して保持していたものである。それ故に、ドイツ青年運動は、階級対立の激化した状況下では「自立的」でありえなくなったのである。

第一次大戦初期(1914-1916)のフランスにおける反戦グループの形成

にし み
西 海 太 郎

開戦後フランスの労働・社会主義運動の指導者たちは、従来の反戦主義から豹変して戦争遂行に協力するに至ったが、史家クリジェル A. Kriegel などはその主因を国民の恐るべき愛国主義の爆発にあったとし、労働総同盟 C. G. T. の委員会は、ようやく1914年11月に戦争に対するサンディカリズムの一般方針を審議し始め、クリスマスの頃に国際主義的反対派の存在が認められたと述べているが、C. G. T. 幹部のひとりメレーム Merrheim は既に9月から書記長ジュオー Jouhaux の戦争協力活動に対する批判を展開し、両者がしばしば衝突したことがソ連史家ダリンの論考「アルフォンソ・メレームとその私的文通」によって明らかにされている。更に戦争初期から反戦的小グループも存在していた。

以上のことに簡単に触れたのち、戦争協力問題に関しての C. G. T. およびフランス社会党の内部分裂、反戦グループ形成のあとをたどりたい。

上の両組織における平和主義的傾向（ただし戦時予算にはなお賛成）の少数派は、ほぼ1915年初夏より形成されるが、更に同年9月の有名なツィンメルワルト国際会議ののちの同年末にツィンメルワルト派 Zimmerwaldiens がつくられ、同派とロンゲ Longuet を中心とする社会党少数派、サンバ Sembat などの少数派の両派との対立が現われる。1916年戦争の激化による人心の不安を背景にロンゲ派、ツィンメルワルト派は勢力をのぼすが、同年4月社会党全国評議会でメレームなど戦争状態終結を願うだけのツィンメルワルト右派とロンゲ派とが接近し、ここにツィンメルワルト左派が生じ、そしてロンゲ派は多数派との妥協へと反転してゆき、第二インターナショナル再建を唱えるに至る。しかし、同じ1916年4月下旬開催のキーンタール Kienthal 国際会議の宣言はフランスに著しい影響を与え、会議に出席した3名の少数派議員は6月、開戦後はじめて議会で戦時予算に反対票を投じた。この行為は社会党少数派の中にも左右両派への分裂を生んだが、全体としては少数派は第二インターナショナル再建と国防協力の主張を変えていなかった。だが、さきにツィンメルワルト派がその内部につくっていた「国際連絡回復委員会」は、特にキーンタール国際会議に刺激されて、この会議とツィンメルワルト会議との決議の宣伝に努め、民衆の戦争継続に対する疑惑を大きくしていた。また、キーンタール会議の影響下に反戦的なツィンメルワルト左派はいっそう確立されるようになった。このような状況のもとに、フランスは「混乱の年」1917年を迎える。以上の経過は、かなり複雑なので、それは要約し、本発表ではキーンタール会議とフランス反体制勢力との関係に重点を置いて詳しく述べるつもりである。

主要文献と史料：

Branciard (M.), Société Française et luttes de classes 1914-1967, t. II.

Bron (J.), Histoire du mouvement ouvrier Français, t. II.

Daline (V. M.), « C. G. T. au début de la Première Guerre mondiale », dans « Annuaire Français 1964 - édition russe ».

Goguel (F.), Les Partis politiques sous la III^e République.

Julliard (J.), « La C. G. T. devant la guerre », dans « Le Mouvement social », No. 49, oct.-déc. 1964.

Kriegel (A.), Aux origines du communisme français 1914-1920.

Lefranc (G.), Le Mouvement socialiste sous la Troisième République. Id., Le Mouvement syndical sous la Troisième République.

Ligou (D.), Histoire du socialisme en France 1871-1961.

Maitron (J.), Histoire du mouvement anarchiste en France 1880-1914.

Trembitskaya (A. A.), « La Conférence socialiste internationale à Kienthal et les socialistes français » dans « Annuaire Français 1974 - édition russe » 所掲の史料、戦時下のフランス諸新聞 - Le Populaire du Centre, Demain など。

第 5 部 会

ヴァイマル共和国初期のドイツ民主党

黒 田 多 美 子

1918年、11月革命による新たな共和国の誕生に際し、旧来の諸政党は、急速なる対処を迫られた。従来、分裂・統合を繰り返し、1910年に進歩人民党として統一されていた自由主義勢力も例外ではなく、民主党（DDP）と人民党（DVP）とが成立する。ドイツ民主党は、1919年1月の選挙で、社会民主党、中央党について第三党となり、いわゆるヴァイマル連合の一翼を担うことになった。そしてそれに続くヴァイマル共和国初期の政治に、積極的に関与し、就中、ヴァイマル憲法を、自らの「嫡子」とみなすに至ったのである。民主党は、ヴァイマル国家の政治・社会・経済システムと、自己を同一視していた。共和国の理念を代表し、国民政党たらしめる意気にあふれていた民主党は、しかしながら、現実の政治的影響力を発揮するに足る大衆基盤を持っておらず、早くも、1920年の選挙では、大幅な後退を余儀無くされている。そして、ヴァイマル連合の崩壊とともに、ヴァイマル共和制の基盤が揺らぎ始めたことを考え合わせると、民主党の成立および衰退が、共和国の脆弱性と重なっていると言えよう。また、民主党は、結成以来、結党グループを軸とする左派と、旧来の自由主義政党から続く勢力との対立、さらに党内での議員団の影響力という問題を、内包していた。

そこで、党結成をめぐる事情、党内の勢力抗争と、ヴァイマル共和国の内政に果した民主党の役割の関連を整理することによって、伝統的自由主義との連続性の問題、すなわち「民主主義者は、古い自由主義から脱却できなかった」というアルベルティンの指摘を考慮しつつ、ヴァイマル共和国初期の動向を探るよすがとしたい。

カッパ=リュトヴィッツ一揆と国防軍
—— ラインハルト辞任の意味 ——

室 潔

1920年3月におきたカッパ=リュトヴィッツ一揆については、我国学界でも少なからぬ関心がよせられ、特に近年注目すべき成果があげられている。しかし、同時にいいうことは、この事件に対する関心の持たれ方には一つの顕著な傾向がうかがわれ、その結果特定の方面で問題の解明が進んでいながら、その傾向からはずれたところでは、不正確で曖昧な認識が改められることもなく放置されたままである。換言すれば、この事件はこれまで圧倒的に、一揆そのものというより一揆に直面して対応をせまられた者の問題として、すなわち、労働運動の問題として、左翼反政府活動の問題として、あるいは事態収拾をはかった諸政党の問題としてとりあげられてきた。それらが重要な問題であることに異論はないのだが、ただ一揆の主体である軍部そのものを焦点にすえて、そこからこの事件の意味を見きわめようとする努力は、それに比べて著しく不均衡といわざるをえない。

この報告では、国防軍に視点をすえてこの事件の意味を改めて吟味することを試みる。今日資料の語るところによれば、従来くりかえされてきた、グレーナーを進歩派とみなし、ゼークトを保守派として対置する構図は事実の裏づけを欠いて成立し難く、それによってこの時期の国防軍を云々することは説得力を持ちえない。グレーナーはゼークトを自らの後継者として熱心に支持し、両者の考えは基本的に一致していて路線の相違は存在しない。当時の国防軍内部の抗争は、グレーナー=ゼークト対ラインハルトを対立の軸としてとらえるときこれまで以上に明確に認識され、またその争点を正確に理解するとき、この一揆の意味もとらえなおされることとなる。

人民戦線期フランス左翼の「計画」思想

佐 伯 哲 朗

1930年代のフランスでは、「計画化熱 (ardeur planificatrice)」という言葉に示されているように、反ファシズム、あるいは恐慌克服を目的として様々な政治勢力が自己の「計画」を提起し、それを実現すべく運動を展開した。主なものとしては、社会党内のプラニストグループである「建設的革命 (Revolution constructive)」派の「フランス・プラン要綱 (Eléments d'un plan français)」, C. G. T. プラン, 知識人・若手官僚による「7月9日プラン」, 「プラン委員会 (Comite de plan)」による「フランス・プラン (Plan français)」などを挙げることができるし、また理工科学校出身の技術者・経営者が中心となって作られた経済問題研究集団である「エクス・クリーズ (X-Crise)」の内部でも独自の計画論が提起されていたのである。

従来、30年代恐慌期の政策思想に関する研究では、Bauchard, Kuisel の著作等に見られるように、社会主義者・サンディカリストの「計画」は、「エクス・クリーズ」内の計画と同様に、テクノクラシー的潮流の中に位置づけられ、第二次大戦後の経済計画との連続性が強調されている。しかし、当時の社会主義者・サンディカリストによる「計画」(「フランス・プラン要綱」, C. G. T. プラン)と、「エクス・クリーズ」内部で提唱された計画とを比較してみるならば、両者の相違点は、Kuisel が指摘した「国有化」の有無という点のみならず、国民経済をコントロールする方向という点においても、明らかであろう。Bauchard, Kuisel の両氏は、この点を見落として、単に両者のテクノクラシー的性格を指摘するだけに終わっていると思われるが、そうであるならば、両氏の見解はモネ・プランをはじめとする第二次大戦後の経済計画のイメージを1930年代の左翼の側の「計画」に投影するという点で、一面的な見方であるとの謗りを免れ得ない。

本報告は、この点を踏まえて、社会主義者・サンディカリストの「計画主義」と「計画」を、「エクス・クリーズ」内部の計画思想などと比較しつつ検討し、左翼の「計画」が持っていた意味を明らかにしようとするものである。

英国の対日宥和策（ '40 / '41 ）

——「ハンキー工作」の周辺——

塩 崎 弘 明

英国の宥和策を考える場合三つの側面に分けて考える必要がある。対独、伊、日という三様の宥和策である。今日迄対独、伊の宥和が比較的多く問題とされてきた。しかし英国側で60年代の終りから関係資料が公開され始め、70年代になって大戦期間英国の対東アジア政策研究が多くの成果を上げた。ところで本報告で強調したいことは単に英国がとった三様の宥和策を比較することではない。むしろ道義的、「軍事裁判的」次元で断罪されてきた宥和策の再検討の必要性ということである。例えば反宥和主義者の代表格とされるW. Churchillが実は1919年に始まるTen year Ruleの唱導者であった。その意味合いは皮肉なことに1931年の事実上のTen year Ruleの解除迄、英国の「国防経済」強化は手付かずのままになった。結局のところChurchillの反宥和は「冒険主義」の裏返しであったのかもしれない。又、英国の対枢軸宥和は英国一国のみの次元では考えられず、米国との関わり、とりわけ自治領との「特別な関係」の中で考えられなければならない。そこで「真珠湾への道」の脈絡の上で英国の対日策を考える場合、30年代前半の「戦略的」宥和とは違った「戦術的」な対日宥和策を問題とせざるをえない。“Battle of Britain”を乗切り、米国との間で「大西洋での攻勢、太平洋での守勢」という対独優先策をとった英国にとって対日戦は回避するか延引されなければならぬものであった。このことは特に自治領オーストラリア等の希求するところであった。40年秋駐日陸軍武官をつとめたPiggottと駐英重光大使の主導によって日英間に裏面和平工作のルートが敷かれた。当初英国側の窓口はLord Lloydであったが彼の死後Lord Hankeyが肩代りした。41年の「2月危機」前後和平工作が活発化し、HankeyはオーストラリアのBrueeと組んでButler, Halifax等とも連絡をとりながら「宿敵」Churchillを動かした。いずれにせよ41年春の対日「Hankey工作」を、当時日米間で始まった日米交渉という米国の対日「戦術宥和策」に絡ませて考える時、新たな研究構想が要請される太平洋戦争開戦史研究への一助になり得るものと考えられる。

第二次大戦後の占領期におけるドイツ内対立構造

—— 1947年6月ミュンヘン・州首相会議を例として ——

安 野 正 明

第二次大戦後、将来再統一されることを前提とした四大国（米英仏ソ）によるドイツの分割統治は、四年後に冷戦構造の形成と共に対立する東西陣営の最前線に位置する分断国家、東西ドイツの成立を導いた。戦後ドイツ史の研究もこの現実政治の展開の影響を受け、ドイツ再統一・東西分断に関する研究が長らく研究の中心を占めていた。しかしその際には、分断に至る四年間の過程は占領国間の対立関係・冷戦構造の文脈のなかに位置付けられ、軍政下にあったドイツ人には自己の進路を決定する権限がなかったとの考えから、占領期におけるドイツ側の運動・対応には十分な注意が払われなかった。分断国家成立を不可避にした諸決定が占領国によって為されたのは事実である。しかし、冷戦研究・占領国の対独占領政策研究という研究枠組のみによって、「ドイツ人不在のドイツ史」のまま東西ドイツ成立史を考えてよいであろうか？四年間の占領期におけるドイツ人による主体的運動・諸運動はどう評価されるべきかという問題が、特に1960年代後半以来強く提起され、再統一問題に関する研究は背景に退きつつある。1949年以降のドイツ史の進路をあらかじめ決定し、戦後ドイツ史全般の評価を基本的に規定した重要な時期として占領期は位置付けられ、西ドイツ成立も占領国による「他者決定」とドイツ人の「自己決定」の収斂点に位置付けられる。本報告では以上の様に把握される最近の戦後ドイツ史研究の基本的動向を念頭に置きつつ、1947年6月バイエルンのイニシアティブでミュンヘンに招集された全占領地区州首相会議を取り上げる。それはこの会議が、ドイツをめぐる国際関係、ドイツ内諸勢力の相互関係、占領者と被占領者の対抗関係の交錯した場と位置付けられるからである。また、この会議の「失敗」を通じて、米ソを中心とする東西対立だけでなく、ドイツ内対立構造—政党指導者・州首相・官僚—の重要性と、西ドイツ成立前史におけるその意義が示されるであろう。報告者の長期的関心が戦後ドイツ社会民主党史にあるので、報告において具体的には社会民主党関係者の対応が中心となるであろう。

数量的歴史学を繞る方法論的諸問題

——ロバート・W・フォーゲルの諸論を手懸りに——

芝 井 敬 司

1950年代後半アメリカ経済史学会において開始された歴史学への数量的方法——コンピューター、統計分析、数理モデル——の適用は、60年代にはいって飛躍的な浸透を示し、1970年までにアメリカ経済史の主流を占めるに至った。後にニュー・エコノミック・ヒストリーと呼ばれるこの数量的方法の経済史への適用は、経済史以外の領域に拡大され、政治史においてはニュー・ポリティカル・ヒストリー、社会史においてはニュー・ソウシャル・ヒストリーと呼ばれる新しい数量的な歴史学が誕生した。ニューという形容詞を冠する歴史学は、人口史、思想史、外交史、都市史等々の領域に及び、それぞれの領域で論争的な個別研究を生み出しながら、全体としてアメリカ歴史学界における方法論的革新として定着しつつある。

以上のような数量的方法の急激な浸透は、伝統的な研究方法に立脚する歴史家から大変激しい批判を浴びる。本発表で取り上げるロバート・W・フォーゲルは、*Time on the Cross*に代表される優れた個別研究者であると同時に、ニュー・エコノミック・ヒストリーの成立期から数量的研究の拡大に主導的な役割を担い、全体としての数量的歴史学（あるいはニュー・ヒストリー）の方法論的基礎づけに力を傾注している歴史家の一人である。彼は、数量的方法に対する伝統的歴史家からの様々な批判にこたえていくことを通して、数量的歴史学を繞る方法論的諸問題に踏み込んでいった。

本発表では、まず60年代のアメリカ経済史の「方法論争」におけるフォーゲルの立場を概観する。その後で、数量的歴史学の方法論的基礎づけを狙った最近の二論文におけるフォーゲルの所論を紹介・検討しつつ、数量的歴史学を繞る方法論的諸問題の解明作業に、一つのバリエーションを提供したい。

シンポジウム

近代ヨーロッパとカリブ海地域

15世紀末以降のヨーロッパ及びアフリカ大陸と深く拘わり合いつつ一つの固有な歴史世界を形成してきたカリブ海地域の歴史の研究は、わが国における西洋史研究の一つの盲点を形成してきたと言っても過言ではあるまい。それはまた南大西洋地域史という一つの地域史観の育成を妨げてきたと言えるであろう。従来、カリブ海地域が欧米史において取り上げられる場合、それは通常、ヨーロッパ列強による植民地争奪の舞台として、また、19世紀末以降のアメリカ合衆国による進出対象として描かれてきた。そこにおいては、カリブ海地域に主体を置いてこの地域の歴史を捉えるという視座が決定的に欠如していた。一方、わが国において着実に進みつつあるラテンアメリカ史研究においても、カリブ海地域史とは、主としてラテン系諸国の旧植民地であったキューバ、ドミニカ共和国、ハイチの歴史を指し、そこでは今日多くの国々が独立しつつある旧英蘭地域やその他の属領の歴史は除外されてきた。そこでは、多くの歴史的共有性を持つカリブ海地域の歴史がいわば一つのトータルな地域史として扱われていない。加えて、カリブ海地域史には、アフリカ文化の西方への膨張という意味内容があるにも拘わらず、アフリカ史の方からも殆んどアプローチされていないという現状がある。

このような西洋史ないしは世界史研究の一つの大きな空白を埋めるものとして、近年、わが国においてE・ウィリアムズの著書『コロンブスからカストロまで——カリブ海地域史、1492—1969』が訳出され、刊行された。それは、カリブ海地域の歴史をこの地域の大衆に主体を置きつつトータルに描くとともに、ヨーロッパ人による奴隷貿易や奴隷制砂糖プランテーションを追求することにより近代ヨーロッパ史を、そして世界史を問い直したものだ。さらにまた、ヨーロッパ植民地主義に対する最初の告発者であるラス・カサス神父についての研究も近年わが国で行われるに至っている。

こうしたカリブ海地域史研究への胎動が見られる一方で、今日、中米・カリブ海地域はさながらこの地域が歴史的転換期を迎えている如き激動の様相を呈しており、この現実はこの歴史への理解追求をいっそう促さずにはおかない。

このシンポジウムは、以上のような状況を背景として企画されたものである。それは、この地域に対するヨーロッパ植民地主義の浸透とそれによって形成された奴隷制砂糖プランテーション社会の分析、植民地主義への抵抗、及びそれらの歴史体験に基づいた固有の自己形成過程についての三つの報告から成っており、いずれも近代ヨーロッパとの拘わりで論じようとしているものである。

この企画が、これまでわが国では本格的には殆んど手をつけられていないカリブ海地域史研究という分野に対する関心を一歩でも深めることに寄与できれば幸いである。

(加茂雄三・記)

世界資本主義とカリブ

—— 生産様式視角から ——

原 田 金 一 郎

序 「ラテンアメリカ社会（構成体）をどう規定するか」という問題の分析視角を、A・G・フランクによる「従属論」登場以降の理論的動向にそって求めつつ、その分析対象の一角を占めるカリブ海域の特殊性を考える必要があることを問題提起的に述べてみたい。具体的には、以下のような順で報告する。

1. 封建制視角 従属論登場以前のラテンアメリカにおいて「二重社会論」と結びついて支配的であったこの視角は、ヨーロッパ中心史観の反映であり、かつてわが国においても強力であり、いくつかの謬見を生みだした。

2. 資本主義視角 フランクは、上記視角による「ラテンアメリカ前期社会＝封建制説」と、その帰結としての「低開発＝封建制残存説」を批判し、あらたに「低開発＝世界資本主義への従属的統合説」をうちだすことによって、60年代後半大きな影響力をもった。しかしながら、フランク自身が認めているように、流通主義的側面がその弱点をなしていた。

3. 移行視角 したがってフランク以後の理論的課題とは、いかにしてそのメリット（世界資本主義視角）を残しつつ、そのデメリット（流通主義）を克服するかということである。このような「ネオ従属論」は、世界資本主義論、不等価交換論、節合論という三つの理論的基軸にそって展開している。

結語 以上のような視角を、カリブの奴隷制期の糖業プランテーション地域に適用したばあいの作業仮説を、試論として述べることによって結語にかえる。

ヨーロッパ植民地主義と抵抗の形態

清 水 透

今日、ラテンアメリカの変革を問題とする際、民族や民族国家の成立を、ひとつの既成事実としてとらえることが可能であろうか。帝国主義の抑圧、支配-従属関係、あるいは階級対立といった枠組だけで、この問題を論ずることが、果して妥当であろうか。これまで、ラテンアメリカ各国の農民運動や労働運動の分析において、運動を担ってきた「農民」や「労働者」の実態、またかれらを複雑に分析してきたアイデンティティの多様性について十分明らかにされてきただろうか。複雑な社会集団のアイデンティティの問題を抜きにしてラテンアメリカ史、ラテンアメリカ現代を論ずることは、結局、「西欧近代」的価値観によって事実をわい曲する結果となり、被支配階級内部の矛盾や対立、さらには、そこに内包されている意識の多様性といった問題は、いっこうに明らかにはされず、まして、変革の展望も生まれるとは思えない。

本報告では、今日のラテンアメリカ社会における重層化構造の原点を、カリブ海世界へのヨーロッパ植民地主義の浸透に求めるという視点にたって、以下の順に論を進めたい。

- 1) カリブ海世界へのヨーロッパ植民地主義の浸透
- 2) ヨーロッパ植民地主義の浸透に対する抵抗の形態
- 3) 対抗関係が生みだした三層構造
 - a) 非同化集団
 - b) 同化集団
 - c) Refugio 集団

この報告をつうじて、

- 1) カリブ海史がラテンアメリカ史にもつ意味
- 2) 特殊ラテンアメリカ的「市民社会」
- 3) その「市民社会」に内在する「市民社会的」差別、民族的・人種的差別

の問題の解明に、間接的ながら一定の問題提起ができればと思う。

20世紀カリブ海地域諸国国民文化形成の中でのヨーロッパとアフリカ

中 川 文 雄

カリブ海地域諸国では、その人口のなかで黒人的要素が大きな比重を占め、また、アフリカの文化要素が民族文化の面で残存しているにもかかわらず、住民の価値体系のなかで人種的にも文化的にもヨーロッパ的なものに高い価値を認め、アフリカとのつながりを否定する傾向が強かった。永年にわたった植民地支配と奴隷制の影響がそこに見られ、特にイギリス、フランスの支配の長びいた島嶼では、ファノンがいう人種離脱、黒人や有色人が自らの人種への帰属を否定する病的な状況が存在した。カリブ海地域のスペイン系諸国の場合、黒人、有色人の自己否認の度合は比較的弱かったが、そこにおいても白人優越の価値基準が根強く存在していた。

19世紀末からハイチとキューバにおいてアフリカからもたらされた文化的伝統を発掘し、それを積極的に評価しようとする動きが知識人の中で起り、それは1930年代半ばまでにアフロ・キューバニズムという一つの芸術思潮へと成長した。一方では黒人を独自の文化と創造性を有する人間であると主張するネグリチュードの思想が1930年代後半には強力になった。これらの芸術運動は黒人を神秘化したために、結果的には白人優越の体制をゆるがすことはできなかった。

「白い文化強制」に対する真の挑戦は1950年代末からのカリブ海地域で起った政治変動の波によって引き起された。英領植民地で政治的独立の見通しが明らかとなり、キューバ革命が勃発し、さらに60年代末には英系諸国でブラック・パワー運動が起こり、これらは、黒人や有色人の地位に、国民統合のシンボルをめぐる論議に大きな影響を与えた。独立は権力構造に変化をもたらし、一方では、そうした変化を不十分と考える黒人大衆の側からの動きが権力者の思弁に変化を与え、そうした動きが相乗的に働いて、植民地社会で支配的だった人種観をゆるがしたからである。70年代に入ると、従来、ヨーロッパ志向であったナショナル・アイデンティティーを、より民衆的、より土着的なものに求めようとする動きが、また、従来は否定されていたアフリカとのつながりを学校教育などの面で強調する動きが顕著となった。

